

塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和6年3月19日
塩尻市教育委員会事務局 生涯学習部（交流文化部）社会教育スポーツ課

目次

第1 募集の趣旨	1
第2 業務の概要	1
1 業務名	1
2 履行場所	1
3 業務内容	1
4 履行期間	1
5 契約上限額	1
6 事務局	2
7 留意事項	2
第3 プロポーザル実施スケジュール	3
第4 参加資格	3
1 参加資格要件	3
2 参加に対する制限	4
第5 管理技術者等の配置条件	4
1 管理技術者の配置	5
2 主任担当者の配置	5
3 その他の担当者の配置	5
第6 参加申込み及び資格要件の確認	6
1 提出期間	6
2 提出方法	6
3 提出書類及び提出部数	6
4 参加資格結果の通知	6
第7 電子データの提供	6
1 申請期間	6
2 提供資料	6

3 提供方法	7
第8 現地見学会の申込及び開催	7
1 受付期間	7
2 申込方法	7
3 現地見学会	7
第9 質問の受付及び回答	7
1 受付期間	7
2 提出方法	7
3 回答	8
第10 提案書等について	8
1 提出期間	8
2 提出方法	8
3 提出書類及び提出部数	8
4 提出書類の作成方法	8
5 その他	8
第11 審査について	9
1 審査方法	9
2 評価項目及び配点	10
3 審査委員会	10
4 受託候補者の決定	10
5 審査結果	10
第12 契約手続き等	11
1 契約の締結	11
2 契約の成立	11
第13 失格事項	11
第14 その他	12

第1 募集の趣旨

本募集は、塩尻市文化会館特定天井改修及び大規模改修における基本計画策定業務及び支援業務の受託者を選定するにあたり、本市の特性等を十分に理解し、豊富な経験や能力を有する優れた者を特定するために実施するものであり、本要領はその手続きについて必要な事項を定めるものである。

第2 業務の概要

1 業務名

塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 履行場所

長野県塩尻市大門七番町4番8号

3 業務内容

本業務は、塩尻市文化会館の安全な施設及び快適な環境の整備を図るため、特定天井に該当する非構造部材等の耐震改修工事及び築27年以上が経過し物理的劣化、社会的劣化が生じている箇所の大規模改修工事の基本計画を策定するものである。詳細は「塩尻市文化会館特定天井改修等基本計画策定及び支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

また、これらの基本計画策定及び設計施工者選定準備に係わる支援を行うことを目的とする。事業方式は設計施工一括発注方式を想定している。

なお、本業務の成果に基づき、議会において予算の承認が得られれば工事竣工までの各段階においてCM業務を別途随意契約することがある。そのため今回の業者選定においては、工事竣工までのCM業務の遂行能力に必要な技術者配置を求めるとともに、本業務段階から施工段階までの全段階の業務遂行能力についても審査対象としている。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

5 契約上限額

32,120,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 事務局

塩尻市教育委員会事務局 生涯学習部（交流文化部）社会教育スポーツ課 清水、山本

※令和6年4月1日以降組織変更により生涯学習部から交流文化部に名称が変更になります。

住 所 〒399-0786 塩尻市大門七番町四番三号

TEL 0263-52-0902

FAX 0263-53-7604

e-mail shakai@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。

7 留意事項

本業務の技術支援を塩尻市総務部（企画政策部）公共施設マネジメント課に依頼している。公共施設マネジメント課から依頼等が行われた場合においては、これを監督員によるものとして対応すること。

※令和6年4月1日以降組織変更により総務部から企画政策部に名称が変更になります。

第3 プロポーザル実施スケジュール

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和6年3月19日(火)
2	電子データの提供申請受付期間	令和6年3月19日(火) 午前9時から 令和6年4月3日(水) 正午まで
3	現地見学会の申込期間	令和6年3月19日(火) 午前9時から 令和6年3月22日(金) 正午まで
4	質問の受付期間	令和6年3月19日(火) 午前9時から 令和6年4月3日(水) 正午まで
5	質問に対する回答期限	令和6年4月8日(月)
6	参加表明書等の提出期間	令和6年4月9日(火) 午前9時から 令和6年4月12日(金) 正午まで
7	参加資格結果通知	令和6年4月16日(火)
8	提案書等の提出期間	令和6年4月22日(月) 午前9時から 令和6年5月1日(水) 午後5時まで
9	ヒアリング等審査	令和6年5月17日(金)
10	審査結果通知	令和6年5月21日(火)
11	審査結果公表	令和6年5月27日(月)
12	契約予定日	令和6年5月下旬

第4 参加資格

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるすべての参加条件を満たす単独企業とする。

- (1) 令和5、6年度塩尻市入札参加資格「建設コンサルタント等」のうち「建築コンサル」に登録された者。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (3) CCMJ（（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー）が10名以上所属していること。
- (4) 次のCM業務をコンストラクションマネジャーとして、発注者の技術支援を行った実績があること。共同企業体での実績の場合は代表者としての実績とする。

ア 基本計画策定の実績

「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三から十二に

該当する建築物の基本計画等（基本構想又は基本計画）策定業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務（一部完了でも可）

イ 公共CM業務の実績

国又は地方公共団体が発注する工事で「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三から十二に該当する建築物で、延床面積3,500㎡以上の建築物の設計段階から工事段階まで実施したCM業務のうち、平成26年4月1日以降に完了している業務（一部完了でも可）

- (5) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

2 参加に対する制限

- (1) 参加者一人につき一提案とする。
- (2) 次に掲げるものは、参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとする。また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受けることはできない。

ア 審査委員会の委員及びその家族

イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者

第5 配置技術者等配置条件

本業務の実施に当たり、次の要件を満たす管理技術者及び主任担当者（以下「配置技術者等」という。）を配置した実施体制を満たすこと。なお、配置技術者等は、公告日において参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、配置技術者等の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き認めない。

1 管理技術者の配置

次の資格及び実績要件を満たす管理技術者を1名配置すること。なお、管理技術者は業務に支障をきたさない範囲において、建築（総合）分野の主任担当者と兼務することができる。

(1) 資格

CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー）及び一級建築士の資格を有する者

(2) 実績

建築工事のCM業務のうち平成26年4月1日以降に発注され、本プロポーザル公告までに完了している業務（一部完了でも可）に管理技術者又は主任担当者として携わった実績を有すること。

2 主任担当者の配置

次のとおり、分野毎に主任担当者を各1名配置すること。主任担当者に必要な資格要件及び実績要件は次に記載するとおり。

(1) 建築（総合）

- ア 一級建築士の資格を有する者
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

(2) 建築（構造）

- ア 構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

(3) 電気設備

- ア 設備設計一級建築士又は建築設備士を有すること
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

(4) 機械設備

- ア 設備設計一級建築士又は建築設備士を有すること
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

(5) 建築コスト管理

- ア 建築コスト管理士又は建築積算士を有する者
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

(6) 工事施工計画

- ア 一級建築施工管理技士を有する者
- イ CM業務に携わった実務経験を有する者

3 その他の担当者の配置

必要に応じて、管理技術者及び主任担当者以外の担当者を配置すること。

第6 参加申込み及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、所定の参加申込書を提出期間内に提出すること。

1 提出期間

令和6年4月 9日（火）午前9時から

令和6年4月12日（金）正午まで

2 提出方法

提出書類は、事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は午前9時から午後5時までに事務局へ提出すること。郵送の場合は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を行うこと。また、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお配達時間は午前又は午後の指定とすること。

3 提出書類及び提出部数

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 参加表明書（様式2） | 1部 |
| (2) 参加資格確認書（様式3） | 1部 |
| (3) 事務所の資格、実績を確認できる資料 | 2部 |
| (4) 会社概要書（様式4） | 1部 |

法人等のパンフレット等がある場合は添付すること。

4 参加資格結果の通知

提出された参加申込書に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和6年4月16日（火）午後5時までに、全ての参加者にメールで通知し、同日付で郵送する。なお、参加資格結果の通知とともに付与番号通知を行う。付与番号は、その後の提案書の作成及びプレゼンテーション及びヒアリング等（以下「ヒアリング等」という。）に使用する。

第7 電子データの提供

1 申請期間

令和6年3月19日（火）午前9時から

令和6年4月 3日（水）正午まで

2 提供資料

- ・既存施設図面（PDF）
- ・特定天井耐震診断調査結果
- ・マスタースケジュール（案）

3 提供方法

電子データを希望する場合は、事務局あてにメールで申請すること。提供媒体はCD-R又はDVD-Rとし、事務局にて受け渡し又は郵送とするので受領方法についてメール本文に記載し事務局と調整をすること。なお、電子データ申請の際、守秘義務誓約書（様式1）をメールに添付して提出し、後日事務局まで郵送又は持参すること。

第8 現地見学会の申込及び開催

1 受付期間

令和6年3月19日（火）午前9時から

令和6年3月22日（金）正午まで

2 申込方法

現地見学会に申込み場合は、現地見学申込書（様式5）に記入し、電子メールにて、PDF形式で提出すること。メールの件名は「塩尻市文化会館 基本計画業務についての現地見学申込（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。

3 現地見学会

令和6年3月25日（月）から

令和6年3月26日（火）まで

現地見学会は一社概ね一時間半程度を予定している。事務局にて事前に設定したルート案内するが、特に希望がある場合は、現地見学申込書に記載すること。なお、安全性及びセキュリティの関係等により全ての希望に添えない場合がある。写真及び動画撮影は可能であるが、撮影する範囲について当日、事務局職員の同意を得ること。現地見学会での質問は受け付けない。質問がある場合は、本要領に従って別途質問をすること。

第9 質問の受付及び回答

1 受付期間

令和6年3月19日（火）午前9時から

令和6年4月 3日（水）正午まで

2 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式6）に記入し、電子メールにて、WORD形式のまま提出すること。メールの件名は「塩尻市文化会館 基本計画業務についての質問（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

3 回答期限

一括してとりまとめ、令和6年4月8日（月）までに、塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書の追加、修正として取り扱う。

第10 提案書等について

参加者は、次の提案書等の書類を提出すること。

1 提出期間

令和6年4月22日（月）から

令和6年5月 1日（水）までの土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

2 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出すること。郵送は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。また、発送後に、必ず事務局まで電話連絡を行うこと。配達時間は午前9時から午後5時までを指定すること。

3 提出書類及び提出部数

- (1) 提案書提出届（様式7） 1部
- (2) 業務実績及び配置技術者等 2部
 - ① 参加者の実績（様式8）
 - ② 配置技術者等の資格及び実績（様式9-1～9-6）
- (3) 技術提案書（様式10） 8部
- (4) 見積書（様式11） 1部
- (5) 電子データ 2枚

4 提出書類の作成方法

提案書等作成要領（別紙1）に基づき作成すること。

5 その他

都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式12）を提出すること。

第11 審査について

1 審査方法

(1) 業務実績及び配置技術者等審査

事務局で業務実績及び配置技術者等審査を実施する。

参加者が3者を超える場合は上位3者程度をヒアリング等審査対象者として選定し、結果を全参加者にメールで通知する。

(2) ヒアリング等審査

ヒアリング等審査対象者として選定した参加者に対しては、提案した提案書に基づくヒアリング等審査を非公開にて実施する。詳細は、参加資格確認結果と合わせて通知する。なお、リモートによるヒアリング等になる場合もあるので、通信環境について準備しておくこと。また、リモートによるヒアリング等に係る費用については参加者の負担とする。

ア 日時 令和6年5月17日（金）

イ 場所 塩尻市市民交流センター えんぱーく（塩尻市大門一番町12番2号）多目的ホール

ウ ヒアリング等審査時間

参加者によるプレゼンテーションの持ち時間は25分、その後に、審査委員によるヒアリングを10分程度行う予定。

エ ヒアリング出席者

配置予定の管理技術者及びパソコン操作者を含め4名以内とする。なお、管理技術者の出席は必須とする。

オ その他

(ア) ヒアリング等は、参加者が提出した提案書及びその内容をパワーポイント等にて表現したもののみとして、新たな内容の資料提示や動画、3D画像（映像）CG画像（映像）等は認めない。

(イ) ヒアリング等に使用するパソコンは参加者が各自用意するものとし、プロジェクター、スクリーン及びマイクは事務局で準備したものを使用する。マウスやレーザーポインターは参加者が必要に応じて用意するものとする。なお、予備のプロジェクターの持込みは可能とする。

(ウ) 配置予定の管理技術者が出席しない場合は、参加を辞退したものとし、失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席ができない理由を記載した書面をヒアリング等実施前日の午後4時30分までに事務局にメールにて提出し、必ず電話連絡を行うこと。その結果、出席できない理由が妥当であると判断された場合は失格とならないが、当該管理技術者に代わる第三者の出席は認めない。

(エ) ヒアリング等の実施時には、参加者を特定することができるような発言、着装を行わず、当日の資料にそのような記述を行わないこと。

(オ) ヒアリング等の順番は、事務局にて抽選で決定する。

(カ) その他、ヒアリング等に係る留意事項については、参加資格結果の通知書と合わせて通知する。

(3) 価格審査

提出された本業務段階から施工段階までの全段階の見積価格に基づき、見積り比較価格との絶対評価にて事務局で審査する。

見積り比較価格 90,420,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 評価項目及び配点

評価項目		配点	
実績及び資格評価点	参加者の実績	9	30
	配置技術者等の資格及び実績	21	
提案書評価点	技術提案書〈テーマ1〉	50	150
	技術提案書〈テーマ2〉	100	
価格評価点		20	
評価点合計		200	

3 審査委員会

審査委員会は、次の3名の委員で組織する。

所属・役職
塩尻市 副市長
塩尻市 企画政策部長
塩尻市 交流文化部長

4 受託候補者の決定

業務実績及び配置技術者等審査、ヒアリング等審査及び価格審査の合計点の最も高い参加者を最優秀者、次点を次点者として選定する。

5 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月21日（火）に審査対象者全員に郵送及びメールにて通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果は塩尻市公式ホームページに次の項目を公開する。なお、技術提案書の内容は非公開とする。

ア 最優秀者の名称

イ 最優秀者の評価点の合計

第12 契約手続き等

1 契約の締結

審査委員会で選定された最優秀者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当する場合は、その者との契約は行わない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当することとなった場合。
- (2) 塩尻市から入札参加資格制限を受けることとなった場合。
- (3) 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合。
- (4) 提案書の無効が判明した場合
- (5) その他本要領に違反した場合

2 契約の成立

最優秀者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により提出された見積書内の本業務の見積価格で随意契約を行う。ただし、最優秀者と契約が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行う。また、契約に係る事前打合せを令和6年5月27日(月)に予定しているのでスケジュールを調整しておくこと。

第13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

- 1 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。
- 2 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。
- 3 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていなかった場合。
- 4 見積書うち本事業の見積額が契約上限価格を上回った場合。
- 5 提出を求める必要書類等について、作成方法に違反する表現が記載されている場合。
- 6 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合。
- 7 審査対象者がヒアリング等に出席しない場合。
- 8 本プロポーザル期間中に、本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合。
- 9 本プロポーザル期間中に、参加資格要件に規定する要件を欠くに至った場合。
- 10 その他、本要領に違反した場合。

第14 その他

- 1 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。
- 3 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- 4 市は、審査対象者の提案書を、本プロポーザルに関する公表等に必要と認めるときは、参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。提案書に含まれる第三者の著作権の公表等の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- 5 提案書に基づく業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- 6 配置技術者等は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の承認を得なければならない。
- 7 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受託者の協議の上で定める。
- 8 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されない。
- 9 本業務を受託した者は、基本・実施設計及び建設工事の競争に参加できないものとする。また、協力企業等となることも認めないものとする。